



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告1-1 外242名

被告 国 外1名



2019〔平成31〕年2月12日

準備書面 61

—原告らの被侵害権利について(再論)—

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



目次

第1	本準備書面について.....	4
第2	本件事故によって侵害された権利とは.....	4
第3	狭義の平穏生活権の侵害.....	5
1	平穏生活権.....	5
2	平穏生活権の侵害.....	6
	(1) 被ばくによる健康被害のリスク上昇を受忍させられない利益の侵害 ...	6
	(2) 被ばくによる健康影響への恐怖不安を感じることなく生活する利益 ...	7
	(3) 避難を余儀なくされることなく生活する利益の侵害	7
	(4) 社会生活関係を奪われることなく生活する利益の侵害.....	9
第4	人格発達権の侵害.....	11
1	人格発達権とは.....	11
2	具体的な侵害態様—従前の社会生活関係での生活を通じて自己のアイデン ティティを確立する利益を侵害されたこと	12
第5	各地の判決における被侵害権利利益に関する認定内容が十分でないこと ..	13
1	総論	13
2	平穏生活権の侵害を認める判決について.....	14
	(1) 前橋地裁平成29年3月17日判決	14
	(2) 千葉地裁平成29年9月22日判決	15
	(3) 福島地裁平成29年10月10日判決（いわゆる「生業訴訟」）	16
	(4) 東京地裁平成30年2月7日判決（いわゆる「小高に生きる訴訟」）	17
	(5) 京都地裁平成30年3月15日判決	19
	(6) 東京地裁平成30年3月16日判決	20
3	人格発達権の侵害を認める判決について.....	21
	(1) 前橋地裁判決	21

(2) 千葉地裁判決	22
(3) 小高に生きる訴訟判決.....	22
4 まとめ	23
第6 最後に	23

第1 本準備書面について

原告らは、第39準備書面において、本件事故によって侵害された原告らの権利利益について論じた。

本準備書面では、改めて原告らの被侵害権利とその具体的な侵害態様について述べた上で、これまで各地の裁判所で出された判決の内容にも言及し、いずれの判決も本件事故の被害者らの権利侵害を十分に捉え切れていない点を論じる。

第2 本件事故によって侵害された権利とは

第39準備書面では、本件事故による原告らの被侵害権利である「包括的生活利益としての平穏生活権」や「人格発達権」について述べた。

包括的生活利益としての平穏生活権とは、「地域において平穏な日常生活を送ることができる生活利益そのもの」であり「生存権、身体的・精神的人格権—そこには身体権に接続した平穏生活権も含まれる」権利を意味する。

このように、包括的生活利益としての平穏生活権は、様々な権利や利益を包含する権利であり、本件事故によって侵害された権利や利益を広く捉えるものであることから、本準備書面において改めて、その具体的内容について整理を行う。

包括的生活利益としての平穏生活権の内容を具体的に検討すると、①従前の日常生活を阻害されることなく平穏に暮らす権利としての平穏生活権（いわば、「狭義の平穏生活権」と呼ぶべき権利）と、②自由な意思決定に基づいて自己の人格を形成、発展させていく権利すなわち人格発達権の両者を包含する権利であるということができる。

そこで、本準備書面では、本件事故による被侵害権利である①狭義の平穏生活権及び②人格発達権について改めて述べる。

原告らは、本件事故によって、①それまで日常生活を送っていた社会生活関

係において、平穩に生活する権利を奪われただけでなく、②その社会生活関係の中において自由な意思決定に基づいて人格を形成、発展させる権利を奪われたのである。

平穩生活権と人格発達権は、密接に関連し合う権利ではあるものの、人が人間としての尊厳を持って生きていく上で極めて重要な別個の権利である。本件事故は、これらの権利を侵害し、現在もなお侵害し続けており、そしてその侵害によって生じている結果も別である。

したがって、本件事故による被害の実態を余すことなく捉えるためには、どちらか一方の権利侵害を判断するだけでは不十分であり、またその侵害によって生じている結果も別である以上、慰謝料額の認定にあたっても、平穩生活権侵害と人格発達権侵害の両方について判断しなければならない。

以下では、「第3」で①狭義の平穩生活権の侵害について、「第4」で②人格発達権の侵害について、それぞれ述べる。

第3 狭義の平穩生活権の侵害

1 平穩生活権

憲法13条によって保障される幸福追求権から導かれる人格権の一つとして、人はみな、平穩な日常生活を送る権利（狭義の平穩生活権）が保障されるべきである。

ところが、本件事故の発生により、原告らは、被ばくし、恐怖にさらされ、避難を余儀なくされ、それまで属していた社会生活関係を崩壊させられてしまった。

これにより、本件事故が発生する以前の社会生活関係において平穩な日常生活を送る権利が侵害されたのである。

そして、平穩な日常生活を送る権利が奪われたということは、誰しもが保護されるべき複合的かつ相互に関連する様々な利益が根こそぎ侵害されたことを

意味する。

以下では、具体的にいかなる利益が侵害されているのかを述べる。

2 平穩生活權の侵害

(1) 被ばくさせられない利益の侵害

これまで繰り返し述べてきたとおり、国内法が前提とするLNTモデルによれば、被ばくする線量が増加するにつれて、健康被害が生じるリスクが高まる。それ故、被ばくしたという事実は、それだけ健康被害発生リスクが高まったことを意味する。

健康被害の発生に日々怯えながら送る生活を希望する者など、この世に一人も存在しない。

また、放射線被ばくによる健康影響は、生涯累積線量の多寡によって左右されるとも言われている。生活していく上においては、レントゲン撮影等による医療被ばくなど何らかのメリットを受けるために甘受する被ばくもある。しかし、本件事故による全くメリットのない被ばくを強制されたことで、原告らには、生涯累積線量の増大を懸念して、医療被ばく等の有益な被ばくをも避けなければならないとの心理までもが生じている。

誰しもが、望まない被ばくや、被ばくによって健康被害が生じるリスクの上昇を強制されることなく生活する利益が保護されるべきである。

本件事故によって放射性物質が大量に放出され、福島県を中心とする広大な範囲に拡散した。原告らは、福島第一原発から放出された放射性物質によって被ばくしており、健康被害の生じるリスクが高まっている。

原告らは、本件事故によって、望まない被ばくをさせられない利益や、被ばくによって健康被害が生じるリスクの上昇を強制されることなく生活する利益が侵害されているのである。

(2) 被ばくによる健康影響への恐怖不安を感じることなく生活する利益

放射性物質は目に見えず、臭いもないので、ひとたびこれが大気中に放出されれば、広範な地域において膨大な数の人たちが知らず知らずのうちに被ばくすることになる。

そして放射性物質による被ばくは、健康に影響を与える可能性のある事実であり、生命身体に直結する被害と言わざるを得ない。

だからこそ、被ばくそのものに対する恐怖や不安といった感情は、誰しもが自然に抱く感情である。

上記のとおり、本件事故を原因とする被ばくについて、原告らには全くメリットはなく、単にデメリットしかない。しかもそのデメリットは、将来いつ健康被害が生じるか分からないという、生命身体に直結する恐怖・不安である。

自己の生命身体が常に脅かされながら生活を送ることほど、精神的苦痛を受けることはない。

したがって、人は誰しも、被ばくに対する恐怖や不安を感じることなく、平穏に生活する権利が保障されるべきである。

(3) 避難を余儀なくされることなく生活する利益の侵害

ア 居住移転の自由を奪ったこと

原告らは、本件事故が発生するまで、住み慣れた環境で生活を送っていた。憲法22条によって居住移転の自由が保障されており、たとえそれがどのような場所であったとしても、人は、そこから移動せざるを得ない状況に追い込まれる理由はない。

避難指示等の区域内で生活していた者からすれば、まさに、本件事故は、居住移転の自由を容赦なく奪い去ったものと言わざるを得ない。

また、避難指示等の区域外で生活していた者であったとしても、本件事故による被ばくを回避するためのやむを得ない避難であり、自由な意思決

定に基づく選択などではありえない。

人は誰しも住み慣れた地域に根ざした生活を送っているものであり、その地域から望まない移転である避難を迫られる謂われはない。誰もが避難することを迫られることなく、住み慣れた地域で日常生活を送る利益が保障されるべきである。避難指示等の区域内・区域外いずれの避難であつても、住み慣れた環境から離れることを余儀なくされたのであり、居住移転の自由が侵害されたのである。

イ 過酷な避難を強いたこと

しかも、十分な情報が公表されなかったために、将来の見通しが立たない状況で日常生活を奪われ、いつ終わるとも分からない避難を余儀なくされた。

避難所での生活は、プライバシーも確保できず、衛生状態も劣悪で、食料や飲料も十分ではない。

このような環境での避難行為は過酷を極めるものであり、多大な精神的苦痛を与えるものである。

ウ 避難先での生活にも苦労を強いていること

避難先の住所における生活についても、本件事故が発生する前に送っていた生活と同水準の生活を確保できたわけではない。

避難先で仕事が見つからない、住宅が見つからない、避難先の環境になじめないなど、原告一人一人が様々な苦労を抱えての生活を余儀なくされ、本件事故から約8年が経過した現在もなおその状況は続いている。

表面的には避難先の生活に馴染むことができているように見えても、そのために支払った犠牲や、避難前の生活には必要なかった気遣い等による心労も大きく、その苦労は本件事故によって避難をした者でなければ分からないほど深刻である。

エ 小括

このように、本件事故は原告らの居住移転の自由を侵害したものであり、その侵害は現在もなお継続しており、原告らに対して様々な苦難を与え続けているのである。

(4) 社会生活関係を奪われることなく生活する利益の侵害

ア 社会生活関係とは

本件事故によって、それまで存在した社会生活関係は喪失し、または変容してしまった。

社会生活関係とは、単に地域のインフラのみによって成り立っているものではない。そのまちの歴史や文化、経済的・地理的環境、人間関係など、様々な要因によって成り立っており、どの要因もその地域に固有のものであり、代替できる性質のものではなく、一度失われてしまっは回復が不可能かもしくは著しく困難なものである。そして、その地域には、単に「人間」がいるわけではなく、その地域に住む個別具体的な人たちが生活しているのであり、その人たち一人一人にまた、様々な歴史や背景がある。

社会生活関係はこのような様々な要因が複雑に絡み合っ成り立っているものであり、人は、その社会生活関係において生活することを選択し、その社会生活関係から有形無形の利益を享受して日常生活を送っている。そして自らもまた、社会生活関係を構成する一部として、様々な利益を社会に還元している。

このような有形無形の利益の循環においてこそ、人は日々充実した平穏な生活を送ることができるのである。

したがって、人は、等しく、社会生活関係を奪われることなく生活する利益が保障されるべきである。

イ 区域内の社会生活関係を喪失させたこと

ところが、本件事故は、原告らから、社会生活関係を奪い去った。

避難指示等の区域内の地域であれば、その社会生活関係は完全に喪失してしまった。

また、避難指示等によって喪失してしまった社会生活関係が、本件事故前と同じ状態に戻るはずもないのであるから、避難指示等が解除された地域であったとしても変わりはない。

ウ 区域外の社会生活関係を変容させたこと

他方、区域外であったとしても、従前の社会生活関係は存在しない。

避難を余儀なくされた者は、「ふるさとを捨てた」と自責の念に駆られることもある。避難をすることについて、家族や親戚、友人、知人らからの理解が得られず、疎遠になってしまっている者もいる。実際に避難する者や、避難したくてもできない者など、それぞれの置かれた環境によって考え方に違いが生じてしまっているからである。

このように、本件事故は、従前の社会生活関係を変容させてしまっている。

本件事故から約8年の月日が経過し、避難元に帰還した人たちであっても、それは、避難先での環境に馴染めなかったり、十分な収入を得ることができなかったりという、様々な事情で帰還せざるを得なかったためである。被ばくの危険に晒されることを覚悟してでも、戻らざるを得なかったのである。

そして、避難元に戻ったとしても、避難をしていたという事実が消えるわけではない。周囲の理解が得られないまま避難をした者からすれば、避難元に戻ったとしても、当然にその軋轢は残ったままである。戻った者の中には、「ふるさとを捨てた者」という目で見られ、悩んでいる者もいる。避難を決断した者と、残ることを決断した者との間で、軋轢が生じてしまっている。この軋轢を修復することは容易ではない。夫婦間ですら意見が対立し、離婚にまで至ってしまった世帯もある。

避難を継続する者にとっては、その軋轢はなお深いものとなっている。時間が経過すればするほど、その軋轢はより深くなっていく。

他方、避難しないことを選択した者にとっても、本件事故前の社会生活関係がそのまま継続しているわけではない。家族の一部や友人・知人が避難をし、本件事故前と同じ社会生活関係の中で生活を送ることはできなくなってしまった。

また、人間関係以外の面においても、本件事故前と同じ生活を送ることはできない。

大量の放射性物質が拡散し、その全てを除染することなど到底不可能である以上、線量の多い場所に行くことは避けなければならない。外出するにあたって、マスクをしたり、肌の露出を減らしたりするなど、本件事故が起き前では不要であった行動や配慮を余儀なくされる。

そのほかにも、他人の目や耳を気にして、意図的に、本件事故や被ばくに関する話題を避けなければならない。本件事故はいまだ収束しているとは言えない状態であるにもかかわらず、これを話題とすることはタブーとなっているのである。

エ 小括

本件事故は、区域内外を問わず、本件事故前に存在した社会生活関係を崩壊させ、もしくは変容させたのであり、原告らから、本件事故前の社会生活関係において生活する利益を侵害したのである。

第4 人格発達権の侵害

1 人格発達権とは

人は、日々の生活において、どこに住むか、何を学ぶか、いかなる職業に就くか、どのような人間関係を構築するか等、数え切れないほどの選択を行っている。

ハンセン病国賠訴訟（熊本地裁平成13年5月11日判決）において「自己の選択するところに従い社会の様々な事物に触れ、人と接しコミュニケーションす

ることは、人が人として生存する上で決定的重要性を有する。」と述べているように、人は、日々の生活における無数の選択すなわち自己決定の積み重ねによって、自己の人格を形成し発達させているのである。

憲法は、居住・移転・職業選択の自由（憲法第22条第1項）、生存権（憲法第25条）、教育を受ける権利（憲法第26条第1項）、労働権（憲法第27条）など、様々な権利を保障している。これらの権利は、人が自己の人格を形成し発達させていくために重要であり、そうであるからこそ、憲法上、手厚く保障されているのである。つまり、これらの規定の根底には自己の人格を形成発達させる権利が存在しており、この人格発達権もまた、憲法13条によって保障される幸福追求権から導かれる。

2 具体的な侵害態様—従前の社会生活関係での生活を通じて自己のアイデンティティを確立する利益を侵害されたこと

普段意識することはないが、人はみな、自らが属する社会生活関係の中で生活を継続するという自己決定を重ねている。

前述のとおり、社会生活関係は様々な要素で構成されており、そこで生活する者に対して様々な利益を与えている。

人は、生まれ育った地域での生活を通して、その地域の自然や歴史、文化に触れ、その地域に住む友人や知人との人間関係を築き、自ら学びたいことを学び、就きたい仕事に就くことができる。

また、人は、自分の理想とする生き方に基づき、生活していく場所を選択し、その地域に根付いて生きていくものである。

社会生活関係は、そういった様々な選択肢を与えてくれるものであり、人は、社会生活関係から与えられた選択肢の中から自らが望むものを選択し、その選択を積み重ねて、自己の人格を形成、発展させている。

また、人は、社会生活関係から一方的に利益を受けるだけではなく、その社

会生活関係の中で生活を送ることで、自らもその社会生活関係に対して様々な利益を還元している。その地域に根ざした職業につき、またその地域に住む人々と支えあうことで、その地域の発展に貢献しているのである。

こういった、自らの属する社会生活関係における、様々な利益の循環の一部を構成し、自分自身の存在意義すなわちアイデンティティを認識し、確立することができる。

人は、自らの存在意義を認識し、確立することで、人格を形成し、発展させているのであって、人格発達権を保障するためには、自己の存在意義を認識し、確立することが必須なのである。

ところが、本件事故によって社会生活関係が喪失し、または変容してしまったことで、このような循環が崩壊した。従前の社会生活関係において、自己の存在意義を認識し、確立することができなくなってしまったのである。

また、避難先においても、家族や知人・友人とも離ればなれになり、避難先の環境や人間関係になじめず、思い描いていた職にも就けないなど、孤立してしまっている者も多く、到底、自己の存在意義を確立できるような状態ではない。

本件事故が従前の社会生活関係を奪ったことで、原告らは、自己の存在意義を認識し、確立する利益を奪われたのである。

第5 各地の判決における被侵害権利利益に関する認定内容が十分でないこと

1 総論

本件事故を巡る損害賠償請求訴訟は、全国各地で提起されており、現在までにいくつかの地方裁判所において判決が出されている。

各判決において、本件事故による被侵害権利利益について、その表現の差異は措くとして、平穏生活権及び人格発達権が保障されるべきであること並びに本件事故によって平穏生活権及び人格発達権が侵害されたことが認定されてい

る。

しかし、いずれの判決も、以下に述べるとおり、平穩生活権及び人格発達権の具体的な侵害態様を十分に捉えられているとはいえない。

2 平穩生活権の侵害を認める判決について

(1) 前橋地裁平成29年3月17日判決

前橋地裁平成29年3月17日判決183ページでは、

「・・・原告らが平穩生活権が包摂する権利として挙げるもののうち、原子力発電に関わる放射性物質によって汚染されていない環境において生活し、放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穩に生活する利益（以下、単に「放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益」と呼称することもある。）が法律上保護される利益であることは、原子力災害の防止に関する法律（炉規法、原災法等）及び原賠法3条から明らかである」

「・・・本判決における被侵害利益は、平穩生活権であるが、この平穩生活権は、自己実現に向けた自己決定権を中核とした人格権であり、上記のとおり、i) 放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益、ii) 人格発達権、iii) 居住移転の自由及び職業選択の自由並びにiv) 内心の静穏な感情を害されない利益を包摂する権利である。」

と判示しており、被ばくによる健康影響への恐怖不安を感じることなく生活する利益（第3の2（2））や、避難を余儀なくされることなく生活する利益（第3の2（3））が本件事故によって侵害されたと認定している。

ただ、前橋地裁判決は、「自己実現に向けた自己決定権」が中核であると述べるものの、それが単に居住移転の自由を奪ったというだけにとどまらず、社会生活関係を奪い去ったこと（第3の2（4））が、被害者に対していかに深刻な被害を与えているのかということを、看過していると言わざるを得な

い。

(2) 千葉地裁平成29年9月22日判決

千葉地裁平成29年9月22日判決189ページでは、

「避難指示等により避難等を余儀なくされた者は、住み慣れた生活の本拠からの退去を余儀なくされ、長期間にわたり生活の本拠への帰還を禁止されるのであるから、居住移転の自由を侵害されるほか、生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を発展、形成しつつ、平穏な生活を送る利益を侵害されたといえることができる。」と判示し、区域内避難者について、上記(3)避難を強制されることなく生活する利益や、第4で述べる人格発達権が侵害されていることを認定している。

また、区域外避難者についても、

「・・・本件事故直後においては、自らが置かれている状況について十分な情報がない中で、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、居住地からの避難を選択することが一般人・平均人の感覚に照らして合理的であると評価すべき場合もある。このような場合には、避難を選択した者は、本件事故により避難前の居住地で放射線被ばくによる不安や恐怖を抱くことなく平穏に生活する利益を侵害されたといえることができる。」

と判示しており、上記(2)被ばくによる健康被害の恐怖不安にさらされることなく平穏に生活する利益が侵害されていることを認定している。

しかし、千葉地裁判決は、区域外避難者に関して避難の合理性の時期を原則として「本件事故直後」に限定するなど、原告らは平穏に生活する権利を侵害され続けているという実態を十分に検討できていない。

特に、社会生活関係を奪われることなく生活する利益（第3の2（4））が現在もなお侵害され続けているということを看過している。

(3) 福島地裁平成29年10月10日判決（いわゆる「生業訴訟」）

福島地裁平成29年10月10日判決（生業訴訟）152ページでは、

「・・・本件における被侵害法益（平穏生活権）の内実について検討すると、人は、その選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利を有し、社会通念上受忍すべき限度を超えた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、震動、地盤沈下、悪臭によってその平穏な生活を妨げられないのと同様、社会生活上受忍すべき限度を超えた放射性物質による居住地の汚染によってその平穏な生活を妨げられない利益を有しているというべきである。」

と判示しており、被ばくによる健康影響への恐怖不安を感じることなく生活する利益（第3の2（2））を保護しようとしている。

ところが他方で、

「・・・放射性物質による居住地の汚染が社会通念上受忍すべき限度を超えた平穏生活権侵害となるか否かは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきである」

とも述べており、放射性物質による汚染について、受忍限度論を適用している。

しかしながら、原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による汚染や被ばくについて、公共性や公益性があるとは言えず、被害者がこの受忍を強制される理由は見出しがたい。

この点、東京地裁平成30年3月16日判決429ページでは、「本件事故という万が一にも起きてはならなかった事態から生じたものであるから対立する法益も想定し難い」と述べ、本件事故による被ばくについて受忍限度論

を適用しようとする考えを批判しているものと解される。

また、生業訴訟判決では、上記被ばくによる健康影響への恐怖不安を感じることなく生活する利益以外の利益については検討がなされていない。

(4) 東京地裁平成30年2月7日判決（いわゆる「小高に生きる訴訟」）

小高に生きる訴訟判決（東京地裁平成30年2月7日判決）153ページ以下では、

「社会的事実としての共通の被害の実情を抽出すると、・・・①従前属していた自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティ等における人間関係（以下「本件包括生活基盤」という。）を基盤として生活を営んでいたところ、突然の本件事故、それによる突然の生活の本所である住居地及びその周辺への放射性物質の飛来並びにこれらによる突然の避難指示によって不十分な情報のもとで避難せざるを得なくなり、かつその避難指示の対象地が極めて広範で、対象者が膨大であるために衣食住に対する手当が不十分なままの避難をせざるを得なくなったこと、②上記避難指示が解除の見通しが立つまでの期間も実際に解除されるまでの期間も長期化し、そのような状態での長期の避難を余儀なくされたこと、③避難指示解除後帰還しなかった者は、自らの本件包括生活基盤が本件事故前と異なるものとなり、帰還した者についても、上記の意味で避難指示が長期化し、また対象者・対象地が広範であり、未だ放射性物質による汚染が残存していることもあって、従前属していた本件包括生活基盤が著しい変容を余儀なくされたこと、④上記の意味で長期化した避難指示と変容した同基盤等を前提として、避難指示解除の前後を問わず、人生設計の基本となる自らの生活の本拠地を中核とした本件包括生活基盤及び生活全般をどのように定めるかについて、本件事故がなかったときに比して、極めて制限された選択肢の下での決断を余儀なくされた地位に

立たされた又は立たされているということができる。

以上のような被害の実情は、まず、従前の生活の本拠である住居からの強制退去と長期にわたる帰還禁止を余儀なくされた点において憲法22条1項で保障されている居住、移転の自由に対する明白かつ直接の侵害である。のみならず、本件においては、上記のとおり、本件事故による放射性物質の飛来により、広範囲の地域に及ぶ多数人に対して避難指示が発せられ、突然それぞれの従前属していた本件包括生活基盤からの隔絶を余儀なくされたものであり、長期にわたり避難指示解除の見通しが立たないままその状態が継続した上、結果として長期間にわたりその隔絶が継続したのみならず、引き続き、同基盤そのものの大幅な変容という事態にさらされるという過去に類を見ない規模の極めて甚大な被害が生じており、その突然性、地域及び対象者の広範性、長期性、顕著性に鑑みると、本件事故は、住居を有した本訴提起時原告らの従前属していた本件包括生活基盤及びそこから享受していた利益を大きく害したものと見える。そして本件包括生活基盤が安定し、一貫していることは、人間の健全かつ安定的な人格維持、人格形成及び人格陶冶を図る前提であるから、本来、安定し、一貫して存続することが望まれ、また、現実にも特段の事情がない以上、相当程度安定し、一貫して存続し、変化が想定できるとしても緩やかで、変化の前後に連続性のある、概ね予測可能なものであって、そのことによって、人間が健全かつ安定的に人格を維持し、形成し、陶冶することを可能としているものである。したがって、従前属していた本件包括生活基盤から利益を享受していた者にとって、同基盤が一定以上の損傷を被り、同基盤から享受していた利益が本質的に害され、その者の人格への侵害が一定以上に達したときは、従前属していた本件包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益（以下「本件包括生活基盤に関する利益」という。）を侵害されたものと解することが相当である。ここで本件包括生活基盤に

関する利益は、人間の人格にかかわるものであるから、憲法13条に根拠を有する人格的利益であると解される。これを本件について見るに、少なくとも、本件のように突然に、地域と対象者が広範に、長期にわたり、人間を従前属していた本件包括生活基盤から隔絶させ、同基盤があった場所への帰還が可能となったときにも同基盤が顕著に変容しているということは、その人格に対する深刻な侵襲であり、本件において本件包括生活基盤に関する利益の侵害があることは明らかであって、その程度は高く、憲法13条に根拠を有する人格権自体を実質的に侵害しているものと言える（熊本地方裁判所平成13年5月11日判決判示1748号30頁参照）。」

と判示している。本件包括生活基盤とは、社会生活関係とほぼ同じ内容を意味していると解されるところ、同判決は、本件事故によって本件包括生活基盤が崩壊した実態を比較的詳細に認定しているといえ、上記(3)避難を強制されることなく生活する利益や同じく(4)社会生活関係を奪われることなく生活する利益の侵害を認定している。

(5) 京都地裁平成30年3月15日判決

京都地裁平成30年3月15日判決217ページでは、

「避難指示等に基づく避難者は、居住地を放射性物質の飛散のため避難を余儀なくされ、自宅等への立入りを制限されるなどして、居住地での生活そのものを奪われたということができ、平穩に生活する利益の享受を阻害されたといえる。」

と判示し、区域内避難者については、避難を強制されることなく生活する利益が侵害された（第3の2（3））ものと認定している。

また、区域外避難者についても、

「また、避難指示等に基づかずに避難した避難者のうち、避難を実行し、それが相当と認められた者は、避難実行の決定に自主的な面があること

は否定できないにしても、放射線に対する恐怖や不安による避難が、一般人からみてもやむを得ないのであるから、避難指示等に基づく場合と程度は異なるとはいえ、居住地で平穩に生活する利益を侵害されたといえる。」

と判示しており、区域外避難者であっても、被ばくによる健康被害の恐怖不安にさらされることなく生活する利益（第3の2（2））が侵害されているということを認めているものと解される。

しかしながら、たとえ区域外避難者であったとしても、それは自由な意思決定に基づいて避難をしたというわけではなく、京都地裁判決は、避難せざるをえない状況に追い込まれたという点（第3の2（3））を看過している。

また、京都地裁判決は、区域内外を問わず、従前の社会生活関係が崩壊し又は変容している（第3の2（4））という点を十分に捉えられていない。

（6）東京地裁平成30年3月16日判決

東京地裁平成30年3月16日判決429ページでは、区域外避難者の被侵害利益について、

「何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転の自由を有する（憲法22条1項）ことから、自己の生活の本拠を自由な意思によって決定する権利（以下「居住地決定権」という。）を有し、その権利は法的保護に値するものである。そして、本件区域外原告らにおいては、本件事故がなければ、自由な意思によって、主体的に判断した上で、自己の生活の本拠を選択し、平穩に、従前の居住地における居住を継続し、そこで得ることができた各種の利益を享受することが可能であったのに、本件事故があったことによって、放射性物質による汚染及び本件事故の進展による将来的な放射性物質の汚染の拡大による健康への侵害の危険を甘受した上で従来の居住地での居住を継続し、従前の各種の利益を受けつつその生活を継続するか、そこで居住することによって得ることができてい

た各種の利益をあきらめ、その危険を回避するため避難をするかの選択を迫られることとなったところ、そのような地位に立たされること自体が、本件区域外原告らの居住地決定権に対する制約であると解される。そして、これらの制約は、本件区域外原告らの意図・行動とは何ら無関係に強制されたものであり、また、本件事故という万が一にも起きてはならなかった事態から生じたものであるから対立する利益も想定し難い。そうすると、本件事故による上記の制約は、居住地決定権の侵害（以下「本件居住地決定権侵害」という。）と評価すべきものである。」と判示しており、本件事故によって「居住地決定権」が侵害されたと述べている。これは、避難を迫られずに生活する利益（第3の2（3））が侵害されたと認定するものであると解される。

ただ、東京地裁判決は、平穏生活権の侵害について、「避難開始時の居住地決定権の侵害として生じる結果」としか評価していない（430ページ）。

上記のとおり、本件事故によって侵害された平穏生活権は、それ自身が重要な法益である上に、その被害は長期にわたり、かつ現在もなお深刻な結果をもたらし続けていることからすれば、単に「避難開始時の居住決定権の侵害」と評価するだけでは、本件事故の被害を十分に把握できない。

3 人格発達権の侵害を認める判決について

（1）前橋地裁判決

前橋地裁判決では179ページ以下において、本件事故による被侵害利益について、比較的詳細に検討した上で、

「本判決における被侵害利益は、平穏生活権であるが、この平穏生活権は、自己実現に向けた自己決定権を中核とした人格権であり、上記のとおり、（i）放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益、（ii）人格発達権、（iii）居住移転の自由及び職業選択の自由、（iv）内心の静穏な

感情を害されない利益を包摂する権利」

であると判示している。

ただし、前橋地裁判決は、極めて低額な慰謝料額しか認定していない。同判決は、本件事故が「自己実現に向けた自己決定権」を侵害したという側面を捉えた点では評価できるが、第5, 2, (1)で述べたとおり、平穩生活権侵害につき,,,,, 社会生活関係の崩壊とそれが現在も継続しているという実態を十分に評価できていないと言わざるを得ない。

(2) 千葉地裁判決

千葉地裁判決189ページでは、

「避難指示等により避難等を余儀なくされた者は、住み慣れた生活の本拠からの退去を余儀なくされ、長期間にわたり生活の本拠への帰還を禁止されるのであるから、居住・移転の自由を侵害されるほか、生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティーにおける日常生活の中で人格を発展、形成しつつ、平穩な生活を送る利益を侵害されたということが出来る。このような利益は憲法13条、憲法22条1項等に照らす、原賠法においても保護されるものというべきである」

と判示しており、平穩生活権の一要素としてとはいえ、人格発達権の保障と本件事故によるその侵害を認めている。

ただ、区域外避難者については「居住・移転の自由を侵害されたという要素はない」と述べる(194ページ)など、区域外であったとしても、本件事故前における社会生活関係が崩壊しているという事実や、その社会生活関係において人格を形成、発展される利益が奪われているという事実について全く配慮されていない。

(3) 小高に生きる訴訟判決

前述でも引用した小高に生きる訴訟判決153ページ以下で、

「本件事故は、住居を有した本訴提起時原告らの従前属していた本件包括生

活基盤及びそこから享受していた利益を大きく害したものだといえる。そして本件包括生活基盤が安定し、一貫していることは、人間の健全かつ安定的な人格維持、人格形成及び人格陶冶を図る前提である」

と述べており、人格発達権という表現は用いていないものの、その判示内容からすれば、憲法13条によって人格発達権が保障されており、本件事故によってそれが侵害されたと認定しているものと解される。

4 まとめ

本件事故に関する損害賠償請求事件が各地の裁判所で提起されており、現時点までに上記のとおり多くの判決が出されている。各判決は本件事故による損害の実態（本質）の一部分については適正に認めているものの、総じて言えることは、どの判決においても、被害の一部分しか捉えておらず、そのため、被害の評価が低いということである。

しかし、第3及び第4で述べたとおり、本件事故による平穏生活権侵害及び人格発達権侵害は極めて多様かつ深刻であり、また長期間にわたるものであって、現時点もなおその侵害が継続されている。

以上のとおり、各地の裁判所における判決は、それぞれ、平穏生活権侵害や人格発達権侵害を認定しているものの、いずれも、第3及び第4で述べたような、本件事故の被害の実態を余すことなく捉えているとは言い難い。

このため、いずれの判決においても認容慰謝料額が低くなっているものである。

第6 最後に

原告らが本件事故によって侵害された権利である平穏生活権及び人格発達権は、上記のとおり人の生活や人格に深く関わる様々な利益を含む権利であり、いずれの権利も人が尊厳ある生き方を全うするために必要不可欠の権利である。

本件事故はこのような重大な権利を容赦なく侵害し、現在もなお侵害し続けていることを真摯に捉えなければならない。

以上